

○越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱

昭和 53 年 5 月 22 日

教委規則第 2 号

第 1 条 この要綱は、私立幼稚園の設置者が保育料等の減免をする場合に、越生町が行う私立幼稚園就園奨励費補助金の交付について、必要な事項を定め、保護者の経済的負担の軽減を図り、もって教育の機会均等に寄与することを目的とする。

第 2 条 私立幼稚園の設置者が、当該幼稚園に在園する 3 歳児、4 歳児及び 5 歳児の保護者に対し、入園料及び保育料を減免する場合に、越生町は別表第 1 又は別表第 2 に定める範囲内において補助を行うものとする。ただし、ひとり親世帯等で、市町村民税所得割が 77, 100 円以下の世帯については、別表第 2 を適用するものとする。

第 3 条 補助金を受けようとする私立幼稚園の設置者は、補助金交付申請書(様式第 1 号)に次の各号の書類を添えて、6 月 30 日までに越生町教育委員会に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書(様式第 2 号)
- (2) 保育料減免措置に関する調書(様式第 3 号)
- (3) 徴収している入園料及び保育料の額を明らかにする書類(園則など)

2 前項第 2 号の保育料減免措置に関する調書には、町民税の課税(非課税)証明書又は町民税の納付通知書(写)を添付しなければならない。ただし、生活保護法(昭和 25 年法律第 144 号)の規定による保護を受けている世帯にあっては、福祉事務所の長の証明書によって代えることができる。

第 4 条 越生町教育委員会は、補助金交付申請書の提出を受けたときは、補助金の交付をするか否かを決定し、私立幼稚園の設置者に通知するものとする。

第 5 条 交付の決定を受けた私立幼稚園の設置者は、減免措置の方法を 12 月 31 日までに越生町教育委員会に報告するものとする。

第 6 条 私立幼稚園の設置者は、減免措置を完了した後 15 日以内又は 3 月 20 日までのいずれか早い日までに実績報告書(様式第 4 号)を越生町教育委員会に提出するものとする。

第 7 条 補助金の交付を受ける私立幼稚園の設置者は、入園料及び保育料の減免をしたことを明らかにした証拠書類(様式第 5 号)を備えておかななければならない。

第 8 条 越生町教育委員会は、補助金の交付の事務処理上必要と認めるときは、前条の書類の提出を求めることがある。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和 53 年度から適用する。

附 則(昭和 53 年教委規則第 3 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 53 年教委規則第 4 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(昭和 59 年教委規則第 8 号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 59 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 60 年教委規則第 5 号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 60 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 61 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 61 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 62 年教委規則第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 62 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(昭和 63 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、昭和 63 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成元年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成元年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 2 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 2 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 3 年要綱第 8 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 3 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 4 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 4 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 5 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 5 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 6 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 6 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 7 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 7 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 8 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 8 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 9 年教委要綱第 4 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 9 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 10 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 10 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 11 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 11 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 12 年教委要綱第 4 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 12 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 13 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成 13 年 4 月 1 日から適用する。

附 則(平成 14 年教委要綱第 1 号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成14年4月1日から適用する。

附 則(平成15年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成15年4月1日から適用する。

附 則(平成16年教委要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成16年4月1日から適用する。

附 則(平成17年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成17年4月1日から適用する。

附 則(平成18年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、平成18年4月1日から適用する。

附 則(平成19年教委要綱第5号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成19年4月1日から適用する。

附 則(平成20年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成20年4月1日から適用する。

附 則(平成21年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱は、平成21年4月1日から適用する。

附 則(平成22年教委要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成22年4月1日から適用する。

附 則(平成23年教委要綱第3号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成23年4月1日から適用する。

附 則(平成24年教委要綱第1号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成24年4月1日から適用する。

附 則(平成25年教委要綱第2号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成25年4月1日から適用する。

附 則(平成26年教委要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成26年4月1日から適用する。

附 則(平成27年教委要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成27年4月1日から適用する。

附 則(平成28年教委要綱第4号)

この要綱は、公布の日から施行し、改正後の越生町私立幼稚園就園奨励費補助金交付要綱の規定は、平成 28 年 4 月 1 日から適用する。

別表第 1

私立幼稚園

区 分		補助対象 経 費	補助限度額（年額）		
			兄・姉がいな い園児	兄・姉が1人 いる園児	兄・姉が2人 以上いる園児
①	生活保護法の規定による保護を受けている世帯	入園料、 保育料の 合計額	308,000 円	308,000 円	308,000 円
②	当該年度に納付すべき市町村民税が非課税となる世帯		272,000 円	290,000 円	308,000 円
③	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割が非課税となる世帯				
④	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,100 円以下の世帯		115,200 円	211,000 円	308,000 円
区 分		補助対象 経 費	補助限度額（年額）		
			幼稚園児及び小学校1～3年生年齢相当までの		
			兄・姉がいな い園児	兄・姉が1人 いる園児	兄・姉が2人 以上いる園児
⑤	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 77,101 円以上 211,200 円以下の世帯	入園料、 保育料の 合計額	62,200 円	185,000 円	308,000 円
⑥	当該年度に納付すべき市町村民税の所得割課税額が 211,201 円以上の世帯		10,000 円	154,000 円	308,000 円

注 1 世帯構成員中 2 人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

別表第2

私立幼稚園

区 分		補助対象 経 費	補助限度額（年額）		
			兄・姉がいな い園児	兄・姉が1人 いる園児	兄・姉が2人 以上いる園児
①	当該年度に納付すべき 市町村民税が非課税と なる世帯	入園料、 保育料の 合計額	308,000 円	308,000 円	308,000 円
②	当該年度に納付すべき 市町村民税の所得割が 非課税となる世帯				
③	当該年度に納付すべき 市町村民税の所得割課 税額が 77,100 円以下 の世帯		217,000 円	308,000 円	308,000 円

注1 世帯構成員中2人以上に所得がある場合は、父母とそれ以外の家計の主宰者である扶養義務者の所得割課税額を合算する。

2 途中入園により、保育料が在園期間に応じて支払われている場合の補助限度額は、次の算式により減額して適用する。

$$\text{上記の単価} \times (\text{保育料の支払い月数} + 3) \div 15 \text{ (百円未満を四捨五入)}$$

3 保護者が実際に支払った入園料・保育料の合計額が限度額を下回る場合は、当該支払額を限度とする。

4 所得割課税額については、住宅借入金等特別税額控除前の所得割課税額を用いて、所得階層区分を決定する。

様式第1号

平成 年 月 日

(宛先) 越生町教育委員会

幼稚園長



平成 年度 幼稚園就園奨励費補助金交付申請書

平成 年度幼稚園就園奨励費補助金を下記のとおり交付されるよう関係書類を添えて申請します。

記

補助金交付申請額

円也

幼稚園就園奨励費補助金に係る事業計画書

幼稚園名

印

保育料等減免措置階層区分		年齢別	減免対象人員 (A) 人	1人当り減免額 (B) 円	(A)×(B) 円
I	生活保護世帯	5歳児			
		4歳児			
		3歳児			
		計			
II	町民税非課税世帯	5歳児			
		4歳児			
		3歳児			
		計			
III	町民税所得割非課税世帯	5歳児			
		4歳児			
		3歳児			
		計			
IV	町民税所得割が次の式で算出した額以下の世帯 34,500円+ア+イ ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	5歳児			
		4歳児			
		3歳児			
		計			
V	町民税所得割が次の式で算出した額以下の世帯 171,600円+ア+イ ア 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	5歳児			
		4歳児			
		3歳児			
		計			
VI	上記区分以外の世帯	5歳児			
		4歳児			
		3歳児			
		計			
合 計		5歳児			
		4歳児			
		3歳児			
		計			

様式第3号

保育料等減免措置に関する調書

平成 年 月 日作成

① 在園幼児の氏名 男・女 平成 年 月 日生 満 歳 月		② 在園幼稚園名		③ 公立・私立	
④ 幼児の属する世帯の状況(月 日現在)					
氏 名	生 年 月 日 (満 年 齡)	性別	続柄	町 民 税 課 税 課	
				均 等 割 額	所 得 割 額
	年 月 日 生 (歳)			円	円
⑤ 在園幼児の保護者の住所・氏名		現住所	氏名		印
<p>上記の者は、当幼稚園の在園児であることを証明します。</p> <p>平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right;">幼稚園長又は 設置者 印</p> <p>(宛先) 越生町教育委員会</p>					

備考

「幼児の属する世帯の状況」欄には、幼児と生計を共にする者について記入すること。

幼稚園就園奨励費補助金に係る実績報告書

幼稚園長

印

幼 児 氏 名		5 歳 児 4 歳 児 3 歳 児	保育料等減免額	摘 要
合 計	生活保護世帯	人	円	
	町民税非課税世帯	人	円	
	町民税所得割非課税世帯	人	円	
	町民税所得割が次の式で算出した額以下の世帯 34,500円+ア+イ ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	人	円	
	町民税所得割が次の式で算出した額以下の世帯 171,600円+ア+イ ア 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	人	円	
	上記区分以外の世帯	人	円	
	計	人	円	

様式第5号

保育料等の減免について

住 所 越生町大字 番地

氏 名 ⑩

園児_____に係る入園料、保育料について_____円の減免を受けたことを確認します。

平成 年 月 日

_____幼稚園長 様